

流通促進に寄与する既存住宅の情報提供制度検討会
（「プレミアム既存住宅（仮称）」登録制度検討会）
規約

（名称）

第1条 本会は、「流通促進に寄与する既存住宅の情報提供制度検討会（「プレミアム既存住宅（仮称）」登録制度検討会）」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、流通促進に寄与する既存住宅流通の情報提供制度のあり方について検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第3条 検討会の委員は、住宅局長が任命する。

（座長の任命）

第4条 検討会には座長を置く。

2 検討会の議事の進行は、座長が行う。

（委員以外の者の出席）

第5条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（検討会の議事）

第6条 検討会の議事は、報道関係者に対して公開とする。

2 検討会の議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて、国土交通省ホームページにおいて公開する。

3 検討会の資料については、原則として公開するが、座長の判断によりその一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局住宅政策課に置く。